

【資料2】一時休業に関する助成金

助成金の概要

「雇用調整助成金」および「中小企業緊急雇用安定助成金」は、急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練、出向にかかった手当や賃金等の一部を助成するものです。それぞれの要件と支給額は次の通りです。

助成金	要件	支給額
雇用調整助成金 対象： 企業規模制限なし	(1) 最近3カ月間の生産量はその直前3カ月間又は前年同期比で5%以上減少していること (2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。 または、3カ月以上1年以内の出向を行うこと。	休業等 休業手当相当額の1/2(上限あり) 支給限度日数：3年間で150日 (最初の1年間で100日分まで) 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日1,200円を加算 出向 出向元で負担した賃金の1/2
中小企業緊急雇用安定助成金 対象： 中小企業のみ	(1)(ア)最近3カ月の生産量はその直前3カ月又は前年同期比で減少していること。 (イ)前期決算等の経常利益が赤字であること (2) 従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。 または、3カ月以上1年以内の出向を行うこと。	休業等 休業手当相当額の4/5(上限あり) 支給限度日数：3年間で200日 (最初の1年間で100日分まで) 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算 出向 出向元で負担した賃金の4/5

中小企業緊急雇用安定助成金については、平成20年12月から当面の措置ですので、ご注意ください。

問い合わせ先

事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）